

# 第10章 化学物質

## 第1節 ダイオキシン類対策

### 1 ダイオキシン類対策の現況

ダイオキシン類は、動物実験によって、急性毒性や慢性毒性、発癌性、催奇形性、生殖毒性等が報告されており、健康影響に関する懸念や環境汚染が大きな社会問題となっています。

県では、環境汚染状況の常時監視や発生源検査などを行っています。

### 2 常時監視

平成27年度は環境基準が定められている大気（6地点）、水質（19地点）、底質（17地点）、地下水（7地点）及び土壌（9地点）について測定を行い、全ての地点で環境基準を達成しました。また、土壌については、全ての地点で調査指標値(250pg-TEQ/g)も下回りました。

### 3 発生源対策

#### (1) 特定施設

ダイオキシン類対策特別措置法により、一定規模以上の廃棄物焼却炉など、ダイオキシン類を発生し大気中へ排出する特定施設（大気基準適用施設）の排出ガスについては、排出基準が定められています。

また、廃棄物焼却炉の湿式集じん施設など、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する特定施設（水質基準対象施設）を有する工場・事業場（水質基準適用事業場）の排水については、排水基準が定められています。

さらに、事業者は特定施設の届出を知事又は宮崎市長に提出することが義務付けられており、平成27年度末現在の県内の届出施設数は、6種類の89施設（71工場・事業場）となっています。

#### (2) 事業者による自主検査結果

事業者は、特定施設の種類等に応じ排出ガス、排水及びばいじん・燃え殻について、年1回以上のダイオキシン類の測定を行い、その結果を知事又は宮崎市長に報告することが義務付けられています。

平成27年度の自主検査については、廃棄物焼却炉1施設の排出ガスが排出基準を超過していたため指導した結果、改善を確認しました。

また、全ての廃棄物焼却炉で焼却灰の埋立処分基準に適合していましたが、廃棄物焼却炉3施設でばいじんが埋立処分基準を超過したため、廃棄物処理法の処理基準に基づく処分を指導した結果、適正に処分されたことを確認しました。

#### (3) 発生源立入検査

大気基準適用施設及び水質基準適用事業場の排出基準の遵守状況を確認するため、平成27年度は廃棄物焼却炉41施設など合計47施設・事業場について立入測定を実施したところ、廃棄物焼却炉1施設の排出ガスが排出基準を超過していたため指導した結果、改善を確認しました。

## 第2節 その他の化学物質対策

### 1 化学物質排出移動量届出（P R T R）制度について

国は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し環境の保全を図るため、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」を公布し、化学物質排出移動量届出（P R T R）制度を導入しました。この制度は、環境に対する影響の可能性（リスク）が比較的高い化学物質について、事業者による排出量・移動量を把握し都道府県経由で国に届出を行い、国はその集計結果及び推計を行った届出対象外の排出量（対象業種からの届出外排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量及び移動体からの排出量の推計値）の集計結果を公表し、都道府県は地域住民のニーズに応じて情報の集計・公表等を行うといったシステムです。

平成14年度から事業者による化学物質の排出量・移動量の届出が開始され、平成27年度（平成26年度の排出量・移動量）の全国集計結果は、平成28年3月に公表されました。

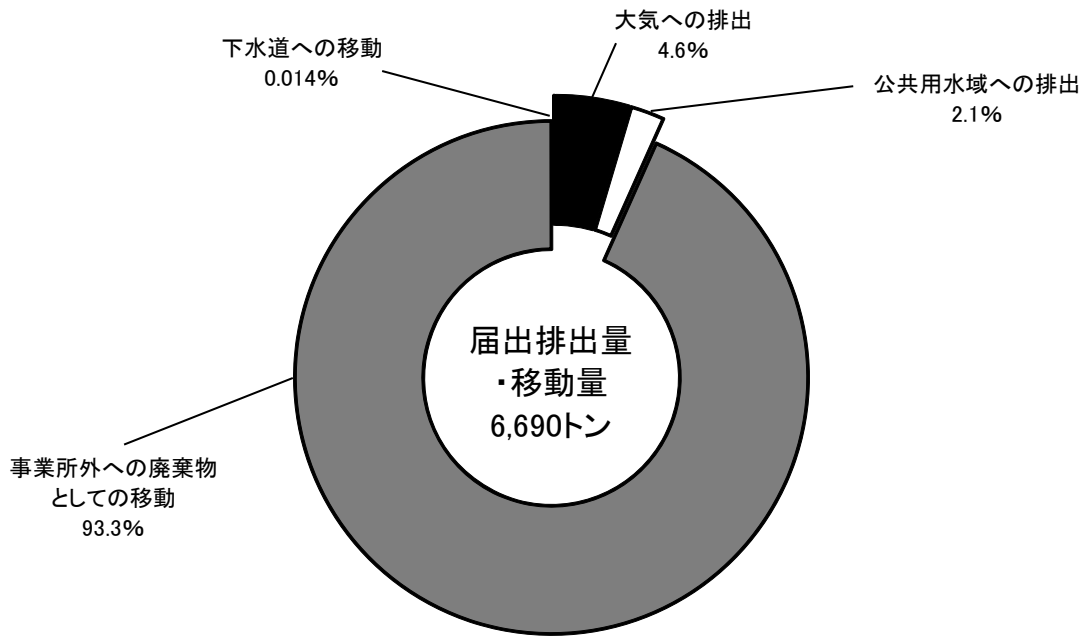
### 2 集計結果の概要

平成27年度に届出のあった県内事業所は333件（全国35,573件）で、112種類（全国435種類）の化学物質について届出があり、排出量は448トン（全国159,021トン）、移動量は6,242トン（全国224,069トン）でした。

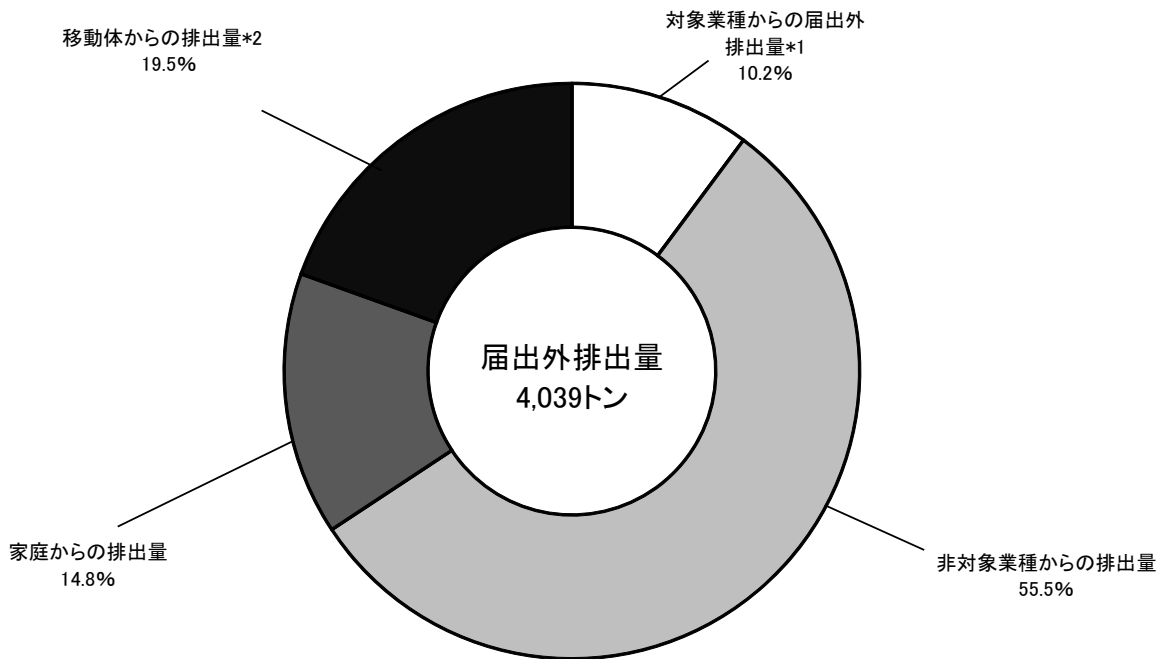
県内の届出排出量・移動量の内訳は、事業所外への廃棄物としての移動が6,241トン（93.3%）と最も多く、次いで大気への排出が307トン（4.6%）、公共用水域への排出が141トン（2.1%）の順となっています。また、届出排出量・移動量の合計6,690トン中の上位10物質の合計は6,200トン（92.7%）で、そのうち、マンガン及びその化合物が3,321トン（49.6%）と最も多く、次いでトリクロロエチレンが790トン（11.8%）、N,N-ジメチルアセトアミドが779トン（11.6%）の順となっています。

県内の届出外排出量（推計値）は4,039トン（全国239,691トン）で、内訳は非対象業種からの排出量が2,242トン（55.5%）と最も多く、次いで移動体からの排出量が790トン（19.5%）、家庭からの排出量が596トン（14.8%）の順となっています。また、届出外排出量中の上位10物質の合計は3,286トン（81.3%）で、そのうち、1,3-ジクロロプロペン（別名：D-D）が1,142トン（28.3%）と最も多く、次いでトルエンが505トン（12.5%）、キシレンが419トン（10.4%）の順となっています。

県内の届出排出量・移動量の内訳（平成26年度）



県内の届出外排出量（推計値）の内訳（平成26年度）



\* 1 届出対象業種を営む事業者のうち、従業員数（21人以上）、取扱量（年間1トン以上）などの要件を満たさない事業者からの排出量

\* 2 自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道車両、航空機など、移動体の運行に伴う排出量